

閣下第一九一號

案起

昭和十四年九月五日

閣議決定昭和十四年九月五日

昭和十五年九月五日  
指令

内閣總理大臣

五

内閣書記官長

蘇

内閣書記官

蘇

外務大臣

五

陸軍大臣

五

文部大臣

五

逓信大臣

五

厚生大臣

五

内務大臣

五

海軍大臣

五

農林大臣

五

鐵道大臣

五

大藏大臣

五

司法大臣

五

商工大臣

五

拓務大臣

五

列紙内閣總理大臣並大藏大臣請議

對米特別輸入ニ關スル件

右閣議ニ供ス  
指令案  
對米特別輸入ニ關スル件請議  
通

企登院上申第大八號

對米特別輸入ニ關スル件

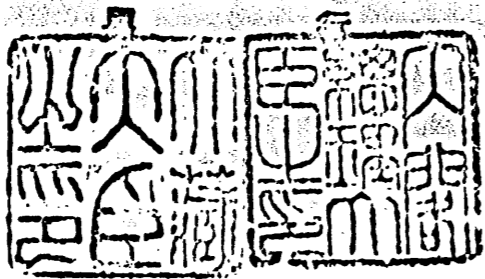
對米特別輸入ニ關シ別紙ノ通決定スルノ必要アリ  
右口口口口口口

昭和十四年九月五日

内閣總理大臣 阿部 信

大藏大臣 幣 木 一

内閣總理大臣 阿部 信 行 殿



関甲一九一

内閣

日本標準規格JIS 94

269

極秘

對米特別輸入ニ關スル件

一、本件ニ關シテハ、昭和十四年八月二十五日閣議決定、次條アル處  
其ノ後、國際情勢ノ緊迫ニ鑑ミ、昭和十四年度物資動員計畫輸入物資  
ノ外二億円ニ相當スル別記對米依存重要物資ヲ本年九月以降五ヶ月  
間ニ輸入スルコト

二、本件輸入決済資金ニ充當スル爲前記閣議決定第二項ニ於テ九月分ト  
シテ調達スベキコトヲ定メタル五千萬圓ヲ含ミ二億円相當額ヲ限度  
トシテ外貨資金ヲ調達スルコトトシ之ガ爲必要アル場合ハ日本銀行  
正貨準備タル金地金ヲ使用スルコト

尚昭和十五年四月以降ニ於ケル新産金及回收金ハ右ニ依リ使用シタ

ル日本銀行正貨準備タル金地金ノ補填ニ先ヅ充當スルコト

三、本件輸入物資ハ昭和十五年度物資動員計畫ニ充當セラルルヲ原則ト  
スルモ之ガ使用ノ時期、限度等ハ國際情勢及物資需給調整方策ヲ勘  
案シ別途決定スルモノトシ尙右物資ニ付テハ特ニ節約、代用、回收  
等ヲ強化スルコト

記

屑鐵、モリブデン鐵、ワナチウム鐵、銅、鉛、亞鉛、第一種原油、  
第二種原油、重油、航空揮發油、機械油、エチルフルード、航空機  
部分品、其ノ他

極秘

對米特別輸入ニ關スル件 昭和十四年八月二十五日閣議決定

一 昭和十五年一月日米通商條約失效後ニ豫想セラヌル對日經濟壓迫

ニ對處シ我國防計畫及生産力擴充計畫等ノ遂行ニ支障ナカラシムル

爲 昭和十四年度物資動員計畫輸入物資ノ外別記對米依存重要物資ヲ

昭和十四年九月以降五ヶ月間ニ相當増輸入スルコト

二 本件輸入決済資金ノ一部ニ充當スル爲本年九月分トシテ五千萬圓

ニ相當スル外貨資金ヲ調達スルコトトシ之ガ爲必要アル場合ハ日本

銀行正貨準備タル金地金ヲ使用スルコト

尙 昭和十五年四月以降ニ於ケル新産金及回收金ハ右ニ依リ使用シタ

ル日本銀行正貨準備タル金地金ノ補填ニ先ヅ充當スルコト

三 本件輸入物資ハ昭和十五年年度物資動員計畫ニ充當セラヌルヲ原則

トスルモ之カ使用ノ時期、限度等ハ國際情勢及物資需給調整方策ヲ

勸業ノ別途決定スルモノトシ尙右物資ニ付テハ特ニ節約、代用、回

收等ヲ強化スルコト

記

屑鐵、モリブデン質、ワナチウム質、銅、鉛、亜鉛、第一種原油、

第二種原油、煤油、航空揮發油、機油、エチルアルコール、航空機

部成品、其ノ他

極秘

273

閣内第一九八號  
昭和四年九月五日  
昭和四年九月五日  
昭和四年九月五日

内閣總理大臣 齋藤 隆夫  
陸軍大臣 荒瀬 浩  
外務大臣 齋藤 隆夫  
文部大臣 齋藤 隆夫  
逓信大臣 齋藤 隆夫  
農林大臣 齋藤 隆夫  
海軍大臣 齋藤 隆夫  
司法大臣 齋藤 隆夫  
工務大臣 齋藤 隆夫  
拓務大臣 齋藤 隆夫

別紙 齋藤 隆夫 呈上  
時局下帝國經濟政策大綱  
閣議 三件  
通牒 案  
昭和四年九月五日  
内閣書記官長

本月十三日 齋藤 隆夫 呈上  
時局下帝國經濟政策大綱  
閣議 三件  
通牒 案  
昭和四年九月五日  
内閣書記官長